

きざみずい報広

(毎月5日発行)

村民の動き	前月	本月
本	1,086	1,089
数男女計	2,662	2,640
帯	2,754	2,730
世人口	5,416	5,370

春場所	由村印刷
井	泉崎ワタベ
笠	井村
者	室所
集	民行
編	村発
刷	印

泉崎中学校

水泳プール建設契約決る

去る五月十三日日本庁会議室において、泉崎中学校水泳プール建設工事の入札を行いました。即日開票の結果は次のように工事請負契約になりました。

この水泳プールは、長さ二五呎幅一五呎で三七五平方呎の七コースのもので、今回の契約は水泳プール本体だけです。付属建物(更衣室、便所等)および濾過機については、これに続いて契約されます。この工事費見積額は約二百万円で今回と併せると千百余万円となります。

- 一、面積 三七五平方呎
- 二、請負金 九一二万円
- 三、請負者 矢吹町 三柏工業K K
- 四、工期

着工昭和四十七年五月十三日 完工昭和四十七年七月二十日
本村には二小学校共に水泳プールは完成したので、この中学校が完成すれば学校には全部揃った勘定です。

プールの完成後は、正しい水泳の指導とおし、心身の鍛練に役立ち保健体育向上が図られ、健康で明朗な活気ある生徒が育てられるものと期待してやみません。

昭和四十六年度

村道整備工事

完成検収終わる

昭和四十六年度事業一部未了分の道路改良及び舗装工事施行中のところ、これ等の工事の完成を見ましたので、竣工検査を受益地元代表等の立合を得て実施いたしました。

その結果は設計通りに完成されましたので、これが村に引き渡しを完了しました。

今年度分はこれで発註分は全部完了した訳です。その道路名は次の通りです。

記

- その一(村道特改四種工事)
 - (-)路線名 小田川、太田川線
 - (-)延 長 八〇〇呎
 - (-)請負額 金五〇〇万円
 - (-)請負者 共栄工務店
 - 中村朝治
- その二(村道舗装工事)
 - (-)路線名 泉崎入口及び高屋線
 - (-)延 長 二線で一六七呎



△完成された農道十軒前線▽

農業委員会委員の選挙について

本年七月十九日をもって任期満了となる選挙による委員の選挙期日が七月十四日(金)に行なわれる予定であります。

なお立候補の届出期間は告示があった日から二日間となります。詳細については正式決定次第後日お知らせいたします。

(-)請負額 金一、一三九千円
(-)請負者 共栄工務店

その三(村道舗装工事) 中村朝治

- (-)路線名 桧内、踏長線
- (-)延 長 一、五〇〇呎
- (-)請負額 金八六一万円
- (-)請負者 共栄工務店

その四(農道舗装工事) 中村朝治

- (-)路線名 十軒前線
- (-)延 長 一、一〇〇呎
- (-)請負額 金六四五万円
- (-)請負者 共栄工務店

その五(村道改良工事) 中村朝治

- (-)路線名 新宿、中の内線
- (-)延 長 三七四呎
- (-)請負額 金二九四万円
- (-)請負者 白棚建設K K

その六(村道改良工事) 佐藤忠吉

- (-)路線名 瀬知房、松倉線
- (-)延 長 一八三呎
- (-)請負額 金一四三万円
- (-)請負者 共栄工務店

中村朝治

葉たばこ一億円

売上達成記念大会

昭和四十六年生産葉たばこ総売上代金一億六千八百八千円を記録した記念大会を、去る五月二日、集会所において全耕作者並びに各関係機関の来賓を迎えて盛大に開催されました。

一億円達成、これは葉たばこ耕作関係者の宿願であり、全耕作者の懸命な努力がみのり、遂に宿願の達成をみました。

耕作者の皆さん各関係者の皆様に深甚の謝意を捧げると共に更に生産拡充に邁進され、所得向上を念願するものであります。

当日の表彰を受けた方々は

- ▽個人の部
 - 中畑 幹雄 常磐 富男
 - 野崎 二士也 小林 一男
 - 小林 博正 菊地 武雄
 - 小越 俊雄 小針 藤重
 - 穂積 力 円谷 源吉
 - 佐藤 義雄 田崎 幸一
- ▽団体の部
 - 十軒前総代区
 - 外の入総代区
 - 瀬知房四区総代区

村民便利コーナー

今月は教育関係についてお知らせします。

◎学校教育

◆学校の名称と所在地

- ・ 泉崎第一小学校
大字泉崎字高屋原七一番地
- ・ 泉崎第二小学校
大字北平山字太郎峯八番地
- ・ 泉崎中学校
大字泉崎字谷地久保五〇番地

◆小学校への新入学

教育委員会は、村内に住所を有する（各年の四月二日から翌年の四月一日までの間）満六才になる児童の保護者に対して、入学の二ヶ月前までに入学の通知をします。

この入学通知は、住民基本台帳をもとに作成しますので、必ず役場の住民課に住民登録をしておかなければなりません。なお入学通知の発送前に健康診断を行いますが、これについても保護者宛に通知します。

◆転校

児童、生徒が転入、転居、転出などによって、各学校を入学退学する場合、教育長がその学校長あて通知します。このような手続きは、役場の住民課における変更届にもとづいて発行します。

▽転入による転校

あらたに泉崎村の区域内に住所に定める場合

◆幼稚園

幼稚園の名称と所在地

- ・ 泉崎幼稚園
大字泉崎字高屋原七一番地
- ・ 泉崎幼稚園関平分園
大字北平山字太郎峯八番地

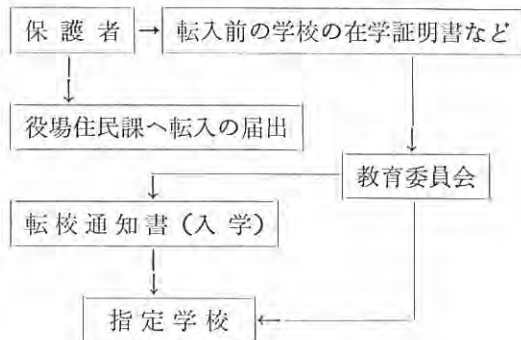
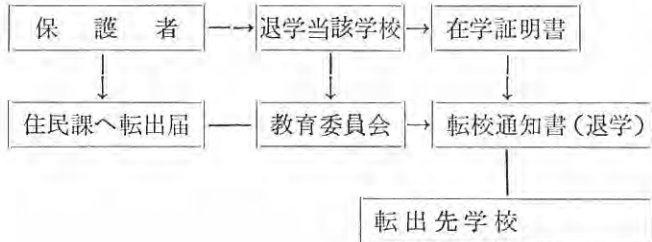
◆幼稚園への入園

村内に住所を有する小学校就学一年前の児童を対象者としております。

但し入園を希望する児童を全員入園を許可しております。

△転出による転校

泉崎村外へ住所を変更する場合



この場合の手続は次の通りです。住民台帳により該当者名簿を作成し保護者宛入園願書を発送し入園を希望される方は、この願書に記入して申込みを頂いております。なお、現在のところ授業料は一ヶ月八〇〇円です。

◆学校施設設備の使用
学校施設を使用しようとする者は、本村の条例及び規則の定める様式により当該学校長を経

由して、教育委員会に使用許可申請書を提出し使用の許可を得てから使用することです。

◆集会場施設の使用

集会場等を併用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければなりません。

◆社会教育委員
法第十七条、社会教育委員は社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行なう。

(一)社会教育に関する諸計画を立案すること

(二)定時又は臨時に会議を開き教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること

(三)前二号の職務を行なうために必要な研究調査を行なうこと

①社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して、社会教育に関し意見を述べることができ

②市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他の関係者に対し助言と指導を与えることができる

以上の目的達成のため本村には左記の方々を社会教育委員として活動を頂いております。

◆文化財保護調査委員会

村内に所在する文化財を保護し、その活用を図りもって村民の文化的向上に資すると共に、わが国文化の進歩に貢献することを目的とし、文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問にこたえ又は意見を具申し、これに必要な調査研究を行なう。

泉崎村文化財保護調査委員会が、あり委員の方々は次の通りです。

- 遠藤 輝之助
- 石射 八郎
- 鈴木 勝吉
- 石井 亘
- 穂積 国夫

◆公民館

これについては次の機会にお知らせします。

盛大に挙行さる

川崎農協蔬菜振興大会

去る五月十日、泉崎第一小学校講堂において、川崎農協蔬菜振興大会を、蔬菜生産者百余名並びに各関係機関の来賓者多数をお迎えして盛大に開催されました。



大会は根本組合長のあいさつに始まり、今日までの経過報告、表彰及び感謝状の贈呈、来賓祝辞、終って記念講演、講師泉経済連東京事務所長吉岡東太郎先生の講演は現代社会世想の中における流通機構の諸問題と我々の農家における今後の考え方を力説され聴衆に感銘を与えられた。

なお当日の表彰者は次の方々でありました。

- ◇生食トマトの部
 - 鈴木 繁雄 坂本 定行
 - 本柳 圭一 小林 将一
- ◇きゅうりの部
 - 海上 吉恵 中野目勝吉
 - 金沢 盛男 鈴木 勝榮
 - 本柳 曠 中野目喜芳
- ◇ニラの部
 - 大野 安男 大野 直市
 - 野崎 松男 本柳 将夫
- ◇インゲンの部
 - 大野 イサ 有賀 正和
 - 本柳 徳光 吉田 広吉
- ◇パンタムの部
 - 行武 勝夫 橋本 新吉

就業構造基本調査に

ついてのお願い

三年に一度行なわれる福島県就

業構造基本調査が来る七月一日をもって実施されます。

この調査は国勢調査区に基づく七調査区を抽出して行なう抽出調査であります。この調査は県民の就業、不就業の実態や労働力の流動状況などを明らかにするために行なわれる統計調査で、この調査で調べた事からは、経済計画をはじめ雇用、失業対策など、県の施策の最も基本的な資料の一つとなるものです。

この調査の対象となられた世帯及び個人の方は、調査員が後日伺いますのでぜひ御協力下さい。

昭和四十七年度の

成人式は八月中旬に

成人式は毎年一月十五日の成人の日に行なっていました。が、村民の皆さんの与論と隣接町村の動向を考慮し、今年から八月と決定した次第であります。諸事情御賢察くださいまして御協力をお願いします。

次に該当者氏名をお知らせします。開催日時については決定次第本人宛通知します。

なお該当者の生年月日は、昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者

成人者氏名

- 中野目 友子 中野目 光江
- 吉田 一男 中野目 平男
- 小林 和徳 小林 キミ子
- 本柳 勝利 中目 和夫
- 山浦 康子 高根 沢安子
- 五十嵐 節子 石塚 忠一郎
- 石塚 哲男 武田 武男
- 渡辺 てる子 石塚 かよ子
- 小林 啓多郎 野崎 正志
- 野崎 幸枝 海上 フミ子
- 星 春一 草野 秋子
- 渡部 春一 真鍋 美枝子
- 熊倉 トツ子 小林 高男
- 田辺 光夫 橋本 哲夫
- 年 本 三 小針 幹夫
- 酒井 洋一 長谷川 久美子
- 小針 重子 大森 文子
- 鈴木 利子

- 吉田 幸夫 大森 一郎
- 小山 芳夫 大森 ミヨ子
- 久保木 一子 小林 和子
- 星 陽子 小林 美智子
- 箭内 昇 箭内 きよ子
- 石川 和子 佐々木 峰男
- 箭内 和果子 植田 功喜
- 白岩 正辰 白岩 千代治
- 関根 二男 横溝 正一
- 横溝 春江 小林 百合子
- 橋本 香葉江 渡部 文子
- 白岩 正美 田崎 文夫
- 緑川 輝夫 穂積 正文
- 田崎 佳代子 木之内 竹彦
- 木野内 とみ 緑川 スイ
- 緑河 政洋 穂積 節子
- 深沢 勝枝 鈴木 すみ子
- 田崎 裕子 深沢 富子
- 菊地 信吉 鈴木 幸子
- 兼川 しめ 田崎 とき子
- 緑川 克行 磯川 二夫
- 田崎 正人 佐川 勝敏
- 小松 政敏 山本 六郎
- 斎藤 満 佐藤 静子
- 渡辺 朝生 会田 昭雄
- 穂積 昭敏 小玉 辰雄
- 三木 まつ子 荒井 善美
- 吉田 美江 菊地 悦子
- 菊地 清咲 菊地 まち
- 星 幸子 小林 和男
- 磯貝 和子 円谷 留美子
- 北住 雅雄 佐川 江津子
- 小林 和子 小林 千代子
- 箭内 千春 鈴木 美寿
- 緑川 尚子 兼子 文夫

業務拡張で従業員募集

明星電気KK白河工場

本村大字泉崎字十八夜山二番地内にて電気絶縁材料の部品の製造及び加工業を営んでいる同工場では今回業務の拡張を図ることにより従業員を募集しております。皆さん本村産業進展のため努めて就職されますよう、お願いいたします。なお希望される方は同工場に申出てください。

募集人員は、男子十名、女子二十名の計三十名です。



月二万九千円の手当を受けながら技能を身につけられる農業者転職訓練の案内

これは農業の近代化を図る総合農政の一環として、農業以外の産業へ就職を希望する農業従事者又は外の産業へ転職はしないが将来のために技能を身につけておこうとすを農業従事者の方々に対して短期間で技能を身につけていただくために県が行なうものです。

この近くには白河専修職業訓練校があり、訓練科目は溶接科であります。外に県内に五つの訓練校があり科目も塗装科、建築科、左官科、板金科、ブロック建築科等があります。

希望される方は至急本村農業委員会まで申し出て下さい。

一、応募資格
現に農業に従事している者又は過去一年以内に農業に従事していた者

二、応募手続
(1)入校願書
(2)健康診断書

(3)農業者資格認定証明書
右の内(1)(3)は農業委員会で交付

三、訓練期間
昭和四十七年六月二十日から、三ヶ月間(九月十九日終了)

四、入校受付及び選考日、入校日等
六月十五日まで受付
六月十六日選考日
六月二十日入校日

五、入校中の特典
授業料は無料です。

但し教科書代 一、〇〇〇円、二、〇〇〇円の自己負担があります。

(2)基本手当 日額：五五〇円、五七〇円

(3)扶養手当 日額(配偶者七〇円、十八才未満の子のうち二人まで二〇〇円、その他の子一〇〇円)

(4)受講手当 日額 二四七円

(5)通所手当 月額 八一〇円、三、五〇〇円

(6)寄宿手当 月額 六、二〇〇円

(7)特定各種訓練受講奨励金 月額 二、〇〇〇円

六、募集人員
白河専修職業訓練校は、溶接科十名です。(白農校隣り)

他の六校は省略しますが、十名と二十名とがあります。
七、その他細部については農業委員会、職業安定所、白河専修訓練校等のいづれかに問合せください。

四六年度たばこ消費税は六五五七千余円

この広報でたびたびお知らせしておるところですが、タバコは消費の本数によって消費税として小売店の所在地の市町村に納付されます。

本村でも、納付を受けております。年々消費量は伸びてきています。これも村民の皆さんのご協力の賜と存じます。

昨年度の本村に納付されましたたばこ消費税は六百五十七万三千八百八十円です。村民一人当りにしますと千二百円となり一世帯当り六千七十円となりました。

この消費税納付金の金額で道路舗装工事を行なった場合、道路幅四・五呎とすると約八〇〇呎の工事ができることとなります。

これ等を見ますと村財政に大きく貢献されており、皆さんで協力し合い村内の小売店でお買求めを願する訳はこれです。

タバコは
村内のタバコ店から
買いましょう

あなたの財産(宅地・建物)の取引の安全のために

☆無免許で宅地建物取引業者を営むと罰せられます。
宅地建物取引業者免許を受けたい者は、宅地建物取引業者を営むことはできませんし、また、宅地建物取引業者を営む目的をもって広告などをしてはなりません。

知っておきましょう
最近、悪質不動産業者にだまされたと泣きこむケースがみうけられますが、そのほとんどがモグリ業者(無免許業者)によって

起されています。あなたの財産の安全のまず第一は、モグリ業者を相手にしないことです。
☆建設大臣または知事が免許した者(宅地建物取引業者)は、取引の安全を図るため、次のような措置を講ずることが義務づけられています。

▽専任の取引主任者を置くこと。
宅地建物取引業者の事務所には、宅地や建物に関する専門的な知識のある専任の取引主任者が必ず置かれており、貴重な財産が目的どおり取引されるよう説明してくれれます。また、取引主任者については、昭和四十七年六月十四日までの間にすべて知事の登録を受けることとされています。

▽重要事項の説明を取引主任者に
行なわせること。
土地や建物については、権利関係が複雑であったり、また、種々の法令上の制限があり、折角入手しても家が建てられなかったり、他人の権利の目的となっていたりなど、思わぬ危険がひそんでいます。

宅地建物取引業者は、取り扱った物件について調査をし、少なくとも重要な事項(例(1)権利関係法令上の制限、私道負担、水道電気など、完成時の形状、など)については、すべて取引主任者をして説明させることとされています。

▽前金の保全をすること。
工事の完了前の土地や建物についての前金の授受は、種々の危険が伴いますが、宅地建物取引業者のみならず売主となる取引において前金(五割以上)を受けるときは、必ず前金の保全措置(銀行、保険会社などと連帯して前金を保全する旨の保証書などを交付)をすることとされています。

☆このほか、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号：昭和四十六年六月改正)には消費者を保護するための種々の規定が設けられています。

宅地建物取引業者を利用されるときは、このような制度をよく理解され、必要な措置が充分とられているかどうか、必ず自分で確かめましょう。

お知らせコーナー

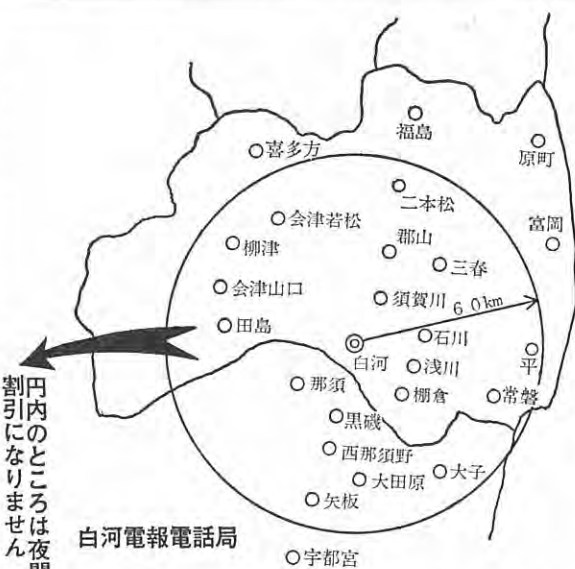
“電報電話局”からの

お知らせ

農繁期も終り田園はすっかり緑一色と変り今年には作業も機械化され能率も一段と向上した事と思えます。電話通話も農繁期と比例して五月の早朝と夜間の混雑は特に激しいものがありました。電話局ではお客様のサービス向上のため努力して来ましたが、今後とも、アサ、ヨルのラッシュ時間帯は急用件を除きなるべくさけて上手なかけ方についてご協力願います。

◆お話しは要領よく簡単に

特に地集電話の加入者は多数共同なので、長話しはお互いに迷惑です。電話の上手なつかい方は、お話しをする前に要件をまとめて



円内のごところは夜間割引になります

おくことです。それは「いつどこで。だれが。なにを。なんのために。どのよう」に。

この六項目がそろっていれば複雑な用事でも間違いなく相手に伝えることが出来ます。

◆電話帳のご利用について

相手の電話番号がわからないときはまず電話帳で調べましょう。大部分は掲載されておりませんが、調べてもわからないときは案内係におたづねください。一度調べた番号は書抜帳にメモしておくと便利です。

◆沖繩通話が、国内通話に変わりました。

沖繩の本土復帰に伴ない沖繩への通話は五月十五日午前〇時から従来の国際通話が国内通話となり申込み方法は一般市外通話と同じです。

なおくわしくは白河(2)二五〇番へおたづねください。

◆市外通話の夜間割引制度とは。

午後八時から翌日午前七時までの間の申込で、白河から六十料以上のところにかける場合割引になる制度です。お客様の中には夜になると、どこでも安くなるとお考えの方もおられますので、是非知っていただきたいと思ひます。

陸・海・空

自衛官募集

自衛隊福島地方連絡部では、陸・海・空の自衛官募集中です。

(1)応募資格

満十八才以上二十五才未満

(2)試験日及び試験場は志願書提出の際お知らせします。

(3)試験科目

中卒程度の国語(作文を含む) 数学、社会、身体検査

(4)初年度俸給月額 三万円

十ヶ月経てば一士に昇任し昇給

します。

賞与年三回、四・七ヶ月分

その他諸手当、退職金等があります。

(5)身分は国家公務員です。土曜日

半日、日曜・祭日は休み、有給年二十四日、年末・年始休暇は六日

(6)昇任は本人の努力次第で順次、

曹、幹部に昇任します。

(7)技術の修得、国家免許及び上級の

の学校へも進学できます。

(8)任期は、陸二年、海・空は三年

で、希望者は永続勤務ができます。任期満了により退職する人

には有利な条件で就職できるよう各施策をとっています。あなたの若い力を思いきりぶつけてみませんか。



自衛隊は、あなたの努力ひとつでいくもので将来はひらかれ、あなたの人生はバラ色です。

ご相談は役場、または自衛隊福島地方連絡部白河連絡所、電話白河四局〇三七二番へどうぞ。

福島県消費生活センター開設について

開設について

私達が、かしい消費者として生活していくためには、新しい時代に対応した生活知識を身につけることが大切であります。

このような考えに基づいて、県民の消費生活全般のいろんな問題を相談したり、勉強するためのよりどころとしてこのたび福島県消費者生活センターを県庁西庁舎隣りに開設されました。

センターでは、消費生活講座、一日教室、商品テストなどのコーナーを設けて皆さんのおいでを、お待ちしております。

特に婦人会とか一般主婦、又は団体などで見学とか実際に勉強してみたいと云う方については、いつでも連絡して差しあげますので総務課の係までご連絡下さるようお願いしております。



少額預金利子の非課税扱い

一人元本百五十万円までは無税

(白河税務署だより)

①預貯金や合同運用信託
公社債投資信託、公債、特
定の社債などは、預け入れ
先の銀行などに対し「非課
税貯蓄申告書」を提出して
おけば、一人元本百五十万
円までの貯蓄の利子に対し
ては税金はかかりません。

②国債は、前記の預貯金とは別
わくで、額面百万円までの利子に
は税金がかかりません。

③サラリーマンが勤労者財産形
成貯蓄契約に基づいて行なう貯蓄
は、元本百万円までの利子には税
金はかかりません。

利子所得に対する税金

昭和五十年十二月三十一日まで
の間に支払われる利子に対する所
得税は、次のようになります。

定期預金、貸付信託、金銭信託
公社債、公社債投信、勤務先預金
などの利子については、①利子を
受け取る際に所得税を源泉徴収さ
れ、その後の申告手続きのいらな
い分離課税(税率は、四十七年は
二〇%、四十八年から五十年まで
二五%)と、②利子を受け取る際
に一五%の所得税を源泉徴収され
ほかの所得と合計して確定申告で
精算する総合課税のうち、どちら
か有利な方を選択できます。

交通事故相談について

交通事故で父や母をなくしたり
かわいい子どもを一生涯の不具者
とされた方々などには必ずといっ
てよいくらい損害賠償の問題がっ
きまっています。

ところが示談から裁判(訴訟)
までの手続きや、損害賠償金の計
算方法など一般に知られていない
ような状況です。

交通事故についての知識がない
ばかりに、示談屋が割りこんでき
て不当な賠償金で示談をさせられ
たり、はては雀の涙ほどで泣き寝
入りしたりという事例は、身近に
いくらでもあるようです。

かんたんな相談や手続きについ
ては村民室にておいで下されば、
相談に応じますので、ぜひ気軽に
おいで下さい。なお、むずかしい

問題については、県に専門の交通
相談員がおりますので御連絡をし
て差しあげますので、おいで下さ
い。

一人一人が交通事故にあわな
いように充分気をつけて、交通事
故から家族をろって守るよう心が
けましょう。

「くらしと貯蓄を語る」

県民大会の開催に ついて

県及び県貯蓄推進委員会は県民
の生活向上をめざし、県民に健全
で合理的な生活態度に徹するよう
運動を行なっております。

県内の一般貯蓄は三月末で、す
でに一兆円達成を遂げましたが、
より充実した生活の実現のため
の生活設計、最近における物価上昇
に、どう対処していくべきか、な
どの諸問題を考えて生活の向上と
貯蓄心のかん養を図ろうとしてい
ます。

そこで次のような日程で県民大
会が開催されます。

婦人会及び主婦などその他一般
の方の参加もかんげいしますので
御都合のつく人はこそって出席し
て下さい。

記

- 一、日 時 六月十五日(木)
- 二、時 間 午前十時～午後二時
- 三、会 場 福島県文化センター
- 四、日 程 三〇分

記念講演、パネルディスカッシ
ョン
劇映画「山びこよ歌へ」
その他多くのことを計画して
います。

お母さん忘れないで

赤ちゃんの健康算理について

予防接種の実際

結核の健康診断や予防接種は、
事業所長、学校長、市町村長が実
施責任者とされています。

予防接種の対象者は、役場の住
民登録台帳によって選びます。そ
こで指定された日時及び場所であ
けるのですが、なんとなく予防接
種を受けるのは母親の責任とし
て失格ですから卒業して赤ちゃん
のために受けることが必要です。
予防接種は、ビタミン注射をした
り、シロップを飲むということと
は同一視されるべきではないから
です。予防接種は健康なときに受
けてこそ効果があり、すべての疾
病に対する予防が発揮されます。

熱があるとか、下痢をしている
とか、湿疹等があるときは、副作
用が強くなり万一の事故の恐れが
ありますから注意して、医者また
は役場の保健婦に御相談下さい。
できれば接種日の四、五日前から
毎日同じ時刻に熱をはかり、赤
ちゃんの健康状態に気をつけて、健
康な状態で予防注射を受けるよう
おすすすめします。熱については、
赤ちゃんの場合は、比較的体温が
高いので三七度以下で自覚所見や
他覚所見のないときは、接種して
もさしつかえないとされています
が、平素から赤ちゃんの健康に気
を配るようになりましょう。

最近では予防接種のための問診票
ができて、接種前からの状態
をチェックするようになりました
から、必ず問診票には責任をも
って正しく記入することは大切で
す。また母子手帳は赤ちゃんの生
れた時や、その後の状態を知るう
えで大切な資料であり、問診票と
一つになって、赤ちゃんの過去の
状態から現在の状態を知り安全に
予防接種を受けることが出来るの
で接種当日には忘れずに母子手帳
も持参することが必要です。そし
て自分の子供に対する健康管理の
資料としましょう。これから、日
一日と暑くなり、いろいろの疾病
等が発年する時期をむかえますの
で特に子供さんのために保健衛生
の知識を認識して、お互いに健康
で明るい文化生活をいとなむこと
を願って今後泉崎村発展のために
御指導と御協力をお願いいたしま
す。「住民課保健衛生」

